議案第101号

三田市ふれあいと創造の里条例等の一部を改正する条例の制定について

ふれあいと創造の里

本庄地区における市民の文化、教養及び福祉の向上並びにコミュニティの形成を図る ため、現ふれあい館の建替えにより新たに設置される新ふれあい館の名称等を定める に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】 建替えるふれあい館を「本庄ふれあいセンター」に改めるとともに、その役割につい て変更しようとするもの。

【関係法令】

地方自治法第244条の2

【改正内容】

● 施設及び事業【第3条関係】

【現行】

- 第3条 創造の里に、次に掲げる施設を設置する。
 - (5) <u>ふれあい館</u>
- 2 トータルライフ向上センターに加工室及び創作活動室を、三田勤労者体育センタ ーにアリーナを、陶芸館に作陶室及び展示室、ふれあい館に大会議室及び小会議室 を置く。
- 3 創造の里の施設は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。 (4) ふれあい館においては、高齢者をはじめとする市民の文化、教養及び福祉の向 上を図るための事業

【改正】

- 第3条 創造の里に、次に掲げる施設を設置する。
 - (5) 本庄ふれあいセンター
- 2 トータルライフ向上センターに加工室及び創作活動室を、三田勤労者体育センタ ーにアリーナを、陶芸館に作陶室及び展示室、本庄ふれあいセンターに大会議室 及び小会議室を置く。
- 3 創造の里の施設は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。
- (4) 本庄ふれあいセンターにおいては、市民の文化、教養及び福祉の向上並びにコ ュニティの形成を図るための事業
- 使用時間【第3条の2関係】

【現行】

第3条の2 創造の里の施設を使用できる時間は、次の各号に掲げるとおりとする。 ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) トータルライフ向上センター及びふれあい館は、午前9時から午後10時まで とする。

【改正】

第3条の2 創造の里の施設を使用できる時間は、次の各号に掲げるとおりとする。 ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) トータルライフ向上センター及び本庄ふれあいセンターは、午前9時から午後 10 時までとする。
- 施設使用料(別表5関係)(※三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条 例(平成24年6月議会において議決を得た条例の一部改正をするもの)

【現行】

5 ふれあい館

使用料の額(30分につ き)
400 円
100円

【改正】

-木庄られあいセンタ-

3 本圧かれめいピノ	<u>9 –</u>
区分	使用料の額(30分につ
	き)
大会議室	400 円
小会議室	100 円

【施行期日】 別表の改正規定については公布の日、その他については平成25年4月2日